



セーフティネット保証(5号)について (平成23年3月29日現在)

本年4月からのセーフティネット保証(5号)は、当初は48業種で実施する予定でしたが、今般の東北地方太平洋沖地震などによる影響を踏まえ、緊急避難的に、平成23年度上半期において、例外業種を除き原則全業種である82業種で運用することとなりました。なお、4月以降の認定要件は、以下のとおりです。

➤ 認定要件

市町村長の認定を受け、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する中小企業者。	
(イ)	最近3か月間の平均売上高等が前年同期比5%以上減少していること。
(ロ)	製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品価格に転嫁できていないこと。
(ハ)	平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること。

➤ セーフティネット保証(5号)概要

保証限度額	2億8,000万円(一般保証とは別枠)	保証期間	10年以内
保証料率	0.8%以下	担保	必要に応じて徴求します。
保証割合	100%(責任共有対象外)	保証人	原則として法人代表者以外は不要です。
その他	緊急保証と同枠での取扱いです。		

※対象業種については、中小企業庁ホームページ(<http://www.chushometi.go.jp/>)にてご確認ください。
 ※審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

当協会では、中小企業の皆さまの金融相談にお応えするため、以下のとおり営業時間の拡充をしています。お気軽にご相談ください。

■期間 平成23年3月1日(火)～平成23年5月1日(日)

- 平日は、営業時間終了後(午後5時15分)から午後7時まで、電話による相談業務を行います。
- 土日・祝日は、午前9時から午後5時まで、電話による相談業務を行います。

【お問い合わせ先】

保証部 保証一課 097-532-8246 保証二課 097-532-8247
 経営支援課 097-532-8295